

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第 8 号

北海道公立大学法人札幌医学会計規程第25条（平成19年4月1日規程第43号）の規程により、一般競争入札(以下「入札」という。)に参加するものに必要な資格を定めた。

令和7年2月12日

北海道公立大学法人札幌医科大学
理 事 長 山 下 敏 彦

1 資格及び到達をする役務等の種類

令和6年度において北海道公立大学法人札幌医科大学(以下「法人」という。)が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和7年2月12日に一般競争入札の公告を行う内視鏡室用内視鏡システム賃貸借契約

(2) 資格

内視鏡室用内視鏡システム賃貸借契約に関する資格

(3) 役務等の種類

内視鏡室用内視鏡システム賃貸借契約

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条に規定する者でないこと。
- (2) 取扱規則第4条の規定により法人の競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 道税を滞納している者でないこと。（道に納稅義務がない場合は、本店が所在する都道府県の事業税について滞納がないこと。）
- (6) 過去2年間において、国(公団を含む)、国立大学法人、地方公共団体又は公立大学法人と1の契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）で、かつ、経済産業局長が行う官公需的確組合の証明を有するときは、2の(6)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができます。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和7年2月12日(水)から令和7年3月24日(月)（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 札幌医科大学附属病院医事経営管理部医事経営課業務係
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の自由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格の1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。